

教育・保育の確保方策の基本的な 考え方について

平成26年9月30日

呉市福祉保健審議会(児童専門部会)

1 教育・保育施設の新制度への移行に係る意向調査結果について

幼稚園

※ 平成27年度で現行制度から施設型給付に移行するか

<input type="checkbox"/> 「移行を検討」している（「移行する」を含む）	25.0 %	7
○ 「認定こども園」に移行	85.8 %	6
• 「幼保連携型」	50.0 %	3
• 「幼稚園型」	33.0 %	2
• 「検討中」	17.0 %	1
○ 「幼稚園」に移行	14.2 %	1
<input type="checkbox"/> 「移行しない方向で検討」している	46.4 %	13
<input type="checkbox"/> 「平成27年度は移行しない」	25.0 %	7
<input type="checkbox"/> 「現行制度幼稚園」	3.6 %	1
平成28年度以降の予定は		
○ 「平成28年度で移行」を検討する	15.0 %	3
• 「幼保連携型認定こども園」	33.3 %	1
• 「幼稚園型認定こども園」	33.3 %	1
• 「幼稚園」	33.4 %	1
○ 「平成28年度は移行しない」	20.0 %	4
○ 「状況により判断する」	65.0 %	13



1 教育・保育施設の新制度への移行に係る意向調査結果について

保育所(園)

※ 平成27年度から認定こども園に移行するか

<input type="checkbox"/> 「認定こども園」へ移行	23.5 %	8
<input type="radio"/> 「幼保連携型」	62.5 %	5
<input type="radio"/> 「保育所型」	12.5 %	1
<input type="radio"/> 「検討中」	25.0 %	2
<input type="checkbox"/> 「保育所」のまま	23.5 %	8
 <input type="checkbox"/> 「検討中」	53.0 %	18
平成28年度以降の予定は		
<input type="radio"/> 「認定こども園」へ移行検討	5.6 %	1
<input type="radio"/> 「検討中」	94.4 %	17

◎ 事業者への意向調査の結果から、平成27年度に新制度へ移行する施設は、調査時点で1/4程度と低調です。

◎ 平成27年度の利用定員についても「現状維持」とする施設が大半です。

2 意向調査結果後における教育・保育の提供量と見込み量について

1 ニーズ調査結果から割り出した教育・保育の利用「見込み量」【暫定値】

提供区域	認定区分	2号認定			3号認定		計
	1号認定 (3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
天応・吉浦	100	40	180	40	110	470	
中央・宮原・警固屋	360	140	820	130	410	1,860	
音戸・倉橋	30	10	190	30	80	340	
阿賀・広・仁方・郷原	660	310	1,110	240	620	2,940	
川尻・安浦	110	70	230	30	120	560	
昭和	350	140	410	50	240	1,190	
安芸灘	10	10	20	0	10	50	
計	1,620	720	2,960	520	1,590	7,410	

2 教育・保育施設の「新制度への移行に係る意向調査」後の「教育・保育の提供量」【暫定値】

提供区域	認定区分	2号認定			3号認定		計
	1号認定 (3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
天応・吉浦	70	10	140	10	90	320	
中央・宮原・警固屋	700	100	610	50	340	1,800	
音戸・倉橋	0	0	230	10	70	310	
阿賀・広・仁方・郷原	940	90	970	90	470	2,560	
川尻・安浦	160	20	210	10	110	510	
昭和	450	100	300	20	180	1,050	
安芸灘	10	20	30	10	10	80	
計	2,330	340	2,490	200	1,270	6,630	

2 意向調査結果後における教育・保育の提供量と見込み量について

3 教育・保育の提供区域外への「移動調整」【暫定値】

提供区域	認定区分	2号認定			3号認定		計
	1号認定 (3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
天応・吉浦	50	0	50	0	10	110	
中央・宮原・警固屋	-70	-20	-70	-10	-50	-220	
音戸・倉橋	10	0	30	0	0	40	
阿賀・広・仁方・郷原	30	10	10	0	-10	40	
川尻・安浦	0	0	20	0	0	20	
昭和	-10	0	30	0	0	20	
安芸灘	0	0	-10	0	0	-10	
計	10	-10	60	-10	-50	0	



4 教育・保育に係る「見込み量」と教育・「提供量」の差【暫定値】

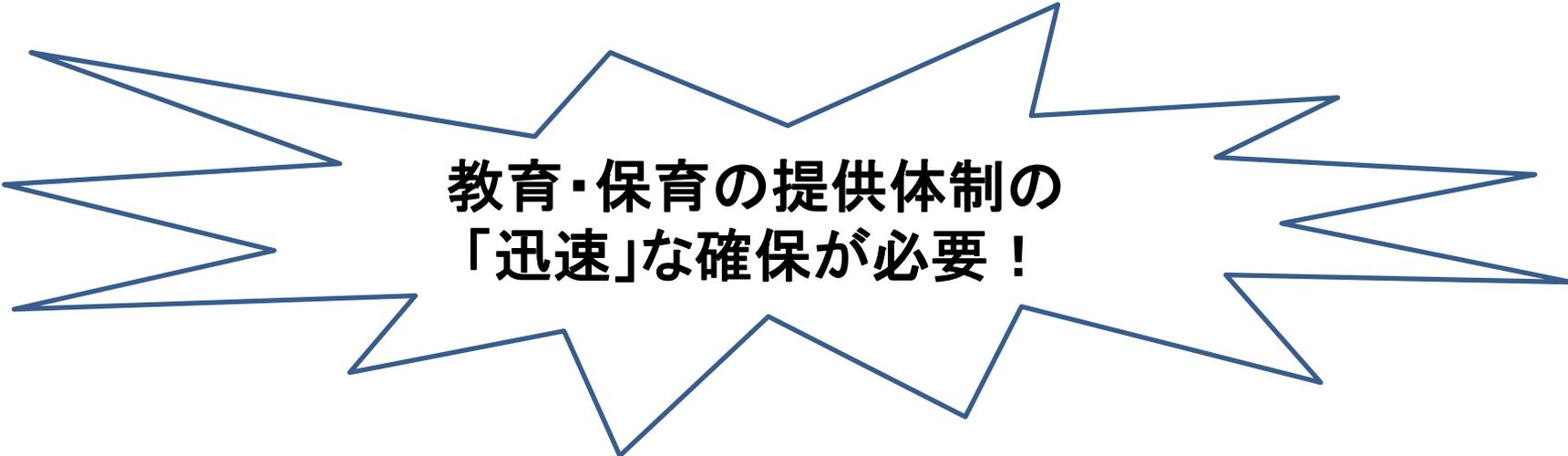
提供区域	認定区分	2号認定			3号認定		計
	1号認定 (3~5歳)	幼稚園	左記以外	0歳	1・2歳		
天応・吉浦	20	-30	10	-30	-10	-40	
中央・宮原・警固屋	270	-60	-280	-90	-120	-280	
音戸・倉橋	-20	-10	70	-20	-10	10	
阿賀・広・仁方・郷原	310	-210	-130	-150	-160	-340	
川尻・安浦	50	-50	0	-20	-10	-30	
昭和	90	-40	-80	-30	-60	-120	
安芸灘	0	10	0	10	0	20	
計	720	-390	-410	-330	-370	-780	

2 意向調査結果後における教育・保育の提供量と見込み量について

◎ 教育・保育の「見込み量」と現有の「提供量」を比較すると、3つの提供区域で供給量が不足する見込みです。

中央・宮原・警固屋の区域, 阿賀・広・仁方・郷原の区域, 昭和の区域で供給不足が見込まれます。

※ 供給量が不足する場合



**教育・保育の提供体制の
「迅速」な確保が必要！**

3 教育・保育の確保方策について

供給量が不足する場合

◎ 確保方策は、迅速性、効率性、事業効果等を総合的に勘案し検討します。

- (1) 提供体制の確保は、既存の認可施設での対応を基本とします。
- (2) 提供区域（7区域）ごとに需給調整を行います。
- (3) 既存の認可施設のみで対応できない提供区域では、新たな認可施設や地域型保育事業等を活用することとします。（その際、公平・公正な方法により事業者等を選定します。）
- (4) 地域型保育事業については、保育の質を確保するため、認可保育所に近い基準を満たしている事業を優先することとします。

3 教育・保育の確保方策について

認定こども園について

◎ 認定こども園は、「幼稚園」と「保育所」両方の機能をあわせ持ち、「地域子育て支援拠点事業」も実施する教育・保育施設です。

○ 利用者にとって認定こども園は、利便性の高い施設といえます。

■ 教育・保育の確保方策としての認定こども園の位置づけについて

- 教育・保育の確保方策の一つとして認定こども園の普及促進は、呉市としても必要と考えています。
 - ・・・基本的には「認定こども園への移行」になります。
- ただし、1号認定については、供給過剰とならないよう現在の利用実態を勘案しながら、主に供給不足が見込まれる2・3号認定の確保方策として位置づけます。